

「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正案

1 改正の概要

盛土等による災害から、国民の生命及び財産を守るため、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が制定されました。改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）では、「特定盛土等規制区域」が創設されるとともに、従前の「宅地造成工事規制区域」が「宅地造成等工事規制区域」となり、これらの規制区域内で盛土等（土砂埋立てを含む。）を行う場合、都道府県知事等の許可が必要となりました。

このことに伴い、法と福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく県の許可事務の整合を図るため、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成14年福岡県規則第50号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の内容

規則別表第1は、条例に基づく知事の許可を要しない土砂埋立てを定めているものです。

今回の法改正に伴い、条例に基づく知事の許可を要しないものとして、法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく許可を受けて行う土砂埋立て等を加えます。

3 施行期日

令和5年5月26日